

# 各種手帳について



# 1 身体障害者手帳

身体に一定の永続する障がいがあり、その等級が1～6級に該当した場合に、身体障害者手帳の交付を受けることができます。(7級は交付されません)

手帳が交付される障がいの種類は下の表をご覧ください。

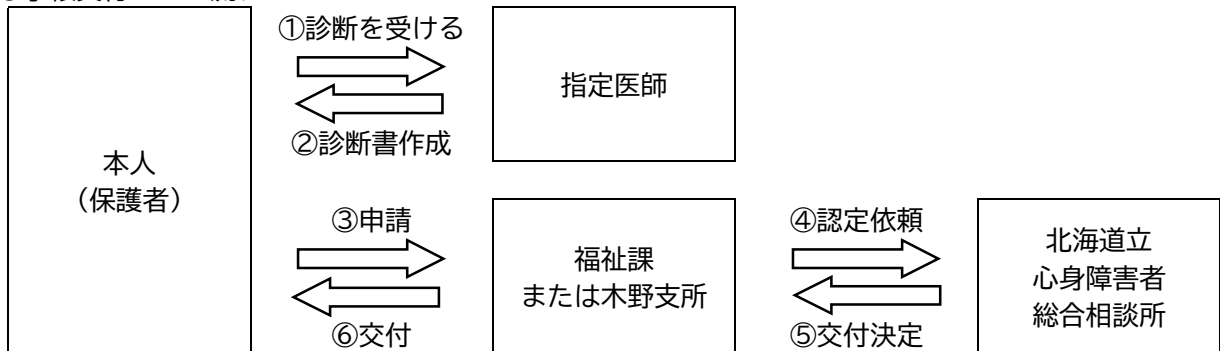
## ●障がいの種類

障がいの部位		等級
肢体不自由	上肢・下肢障がい	1級～6級
	体幹機能障がい	1級～3級、5級
視覚障がい		1級～6級
聴覚障がい		2級～4級、6級
平衡機能障がい(体がふらつく等)		3級、5級
音声機能障がい・言語機能障がい・そしゃく機能障がい (声がでない・話すことができない等)		3級、4級
内部障がい (内臓や免疫機能に障がいがある)	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級～4級

## ●申請に必要なもの

- (1) 身体障害者診断書・意見書(指定医師作成のもので、作成から3か月以内のもの)
- (2) 写真1枚(縦4cm×横3cm、帽子・マスク・サングラス等を着用していないもの)  
※宗教上の理由など特別な事情がある場合を除きます。
- (3) マイナンバーが確認できるもの

## ●手帳交付までの流れ



## ●こんなときには

手帳の交付後、次のいずれかに該当した場合は福祉課または木野支所で手続きを行ってください。

- (1) 住所・氏名が変わったとき(手帳の記載事項を変更します)  
【持ち物】手帳、マイナンバーが確認できるもの
- (2) 障がいの程度が変わったとき(手帳を再交付します)  
【持ち物】手帳、診断書、写真、マイナンバーが確認できるもの
- (3) 手帳を紛失・破損したとき(手帳を再交付します)  
【持ち物】手帳(破損の場合)、写真、マイナンバーが確認できるもの
- (4) 手帳の交付を受けている人が亡くなったとき、障がいに該当しなくなったとき  
(手帳を返還していただきます)  
【持ち物】手帳、マイナンバーが確認できるもの
- (5) 手帳の再認定時期が近づいたとき(再度診断書を提出し、再認定を行います)  
【持ち物】手帳、診断書、写真



## 2 療育手帳

知的障がいがあり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に、療育手帳の交付を受けることができます。

### ●障がいの程度

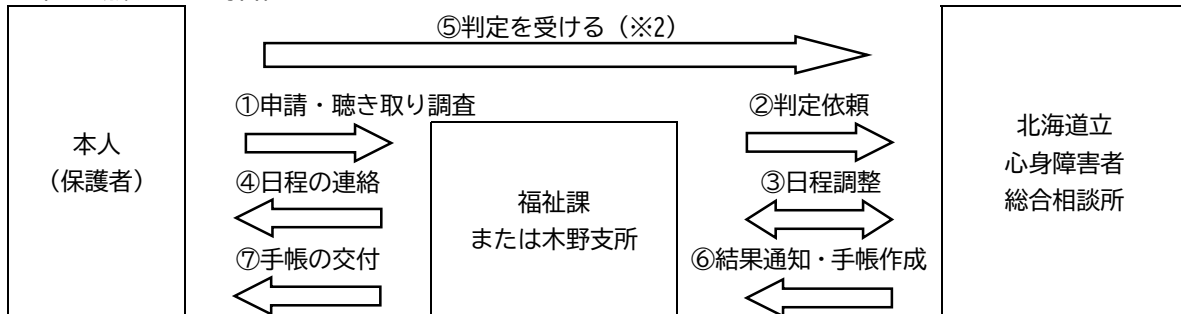
区分	内容
A判定（重度）	知能指数（IQ）がおおむね35以下（肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいの身体障害者手帳の等級が1級、2級または3級の者については50以下）の知的障がい者であって、次のいずれかに該当するもの （1）日常生活における基本的な動作（食事、排せつ、入浴、洗面及び脱着衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とするもの （2）失禁、異食、興奮、多動その他の問題行動を有し、常時注意を必要とするもの
B判定（中・軽度）	知能指数（IQ）がおおむね35以上70ないし75以下の知的障がい者

※1 障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数（IQ）だけでは一概に区分できません。

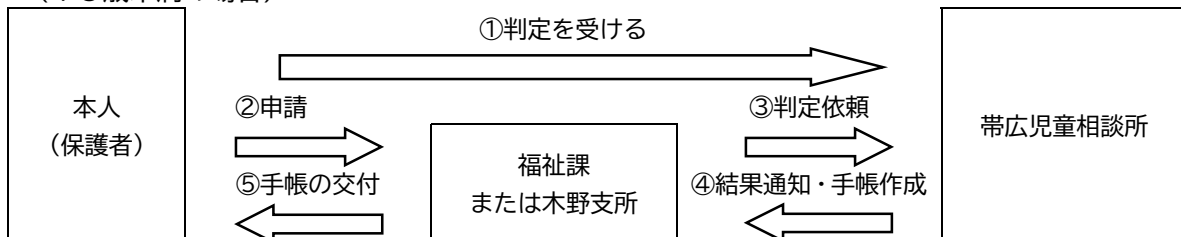
※2 判定は北海道立心身障害者総合相談所または帯広児童相談所で行います。

### ●手帳交付までの流れ

（18歳以上の場合）



（18歳未満の場合）



### ●聞き取り調査時に必要な持ち物（初めて療育手帳を申請する18歳以上の人）

- （1）医学的判定意見書（精神用）※福祉課または木野支所に様式があります。
- （2）母子手帳
- （3）成績表（紛失の場合は不要）
- （4）印鑑

### ●聞き取り調査時に必要な持ち物（療育手帳の再判定を受ける18歳以上の人）

- （1）療育手帳
- （2）印鑑

### ●新規申請時に必要な持ち物

- （1）写真1枚（縦4cm×横3cm、帽子・マスク・サングラス等を着用していないもの）  
※宗教上の理由など特別な事情がある場合を除きます。
- （2）マイナンバーが確認できるもの

●こんなときには

手帳の交付後、次のいずれかに該当した場合は、福祉課または木野支所で手続きを行ってください。

(1) 住所・氏名が変わったとき（手帳の記載事項を変更します）

【持ち物】手帳

(2) 障がいの程度が変わったとき（児童相談所等での判定を受けた後、手帳を再交付します）

【持ち物】手帳、写真、マイナンバーが確認できるもの

(3) 手帳を紛失・破損したとき（手帳を再交付します）

【持ち物】手帳（破損の場合）、写真、マイナンバーが確認できるもの

(4) 手帳の交付を受けている人が亡くなったとき、障がいに該当しなくなったとき  
（手帳を返還していただきます）

【持ち物】手帳



### 3 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められる場合に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

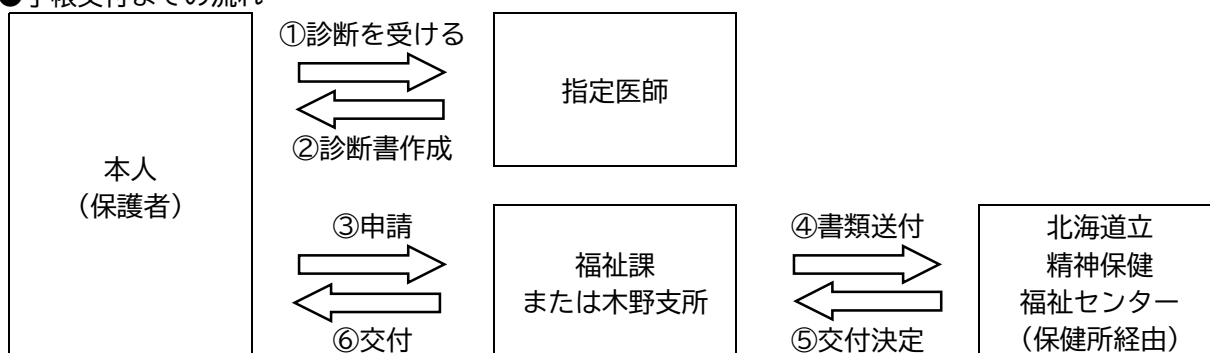
#### ●対象となる疾患など

対象疾患	等級
統合失調症	1級～3級
気分（感情）障がい	
非定型精神病	
てんかん	
中毒精神病	
器質性精神障がい（高次脳機能障がいを含む）	
発達障がい	
その他の精神疾患	

#### ●申請に必要なもの

- (1) 診断書（指定医師作成のもので、作成から3か月以内のもの）  
または障害年金証書の写し及び直近の年金振込（支払）通知書の写し
- (2) 写真1枚（縦4cm×横3cm、帽子・マスク・サングラス等を着用していないもの）  
※宗教上の理由など特別な事情がある場合を除きます。  
※写真の添付は任意ですが、写真付きの手帳でなければ受けられないサービスがあります。
- (3) マイナンバーが確認できるもの

#### ●手帳交付までの流れ



#### ●こんなときには

手帳の交付後、次のいずれかに該当した場合は、福祉課または木野支所で手続きを行ってください。

- (1) 住所・氏名が変わったとき（手帳の記載事項を変更します）  
【持ち物】手帳
- (2) 障がいの程度が変わったとき（手帳の再交付をします）  
【持ち物】手帳、診断書または年金証書の写し、写真（任意）
- (3) 手帳を紛失・破損したとき（手帳の再交付をします）  
【持ち物】手帳（破損の場合）、写真（任意）
- (4) 手帳の交付を受けている人が亡くなったとき、障がいに該当しなくなったとき  
（手帳を返還していただきます）  
【持ち物】手帳
- (5) 手帳の更新時期が近づいたとき～有効期限の3か月前から手続きができます～  
【持ち物】手帳、診断書または年金証書の写し、写真（任意）

●精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準●

障がい等級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がい（活動制限）の状態
1 級 （精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものであっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</li> <li>2 気分（感情）障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの。</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの。</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度なもの。</li> <li>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。</li> <li>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の神経症状が高度のもの。</li> <li>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</li> <li>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</li> <li>5 家族や知人・近隣等の適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</li> <li>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</li> <li>7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</li> </ol> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
2 級 （精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</li> <li>2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの。</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの。</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。</li> <li>6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。</li> <li>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</li> <li>3 金銭管理能力や、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</li> <li>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</li> <li>7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</li> </ol> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

障がい 等級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
3 級 （精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<p>1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質性精神病によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえ不安定である。</p> <p>6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえ援助を必要とする。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

## 4 介護保険制度との関係について

介護保険サービスを利用できる人は、65歳以上で介護が必要であると認定を受けた、または40歳以上65歳未満で下記の特典疾病が原因となって介護が必要であると認定された人です。

各障害者手帳をお持ちの人もこれに該当する場合は、原則介護保険サービスを優先利用していただくことになります。ただし、介護保険のメニューにないサービスについては、引き続き障がい福祉サービスを利用することができるなどの例外もあります。

### 特定疾病（16種類）とは

がん末期	閉塞性動脈硬化症
初老期の認知症	慢性閉塞性肺疾患
脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
筋萎縮性側索硬化症	関節リウマチ
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	後縦靭帯骨化症
脊髄小脳変性症	脊柱管狭窄症
多系統萎縮症	骨折を伴う骨粗しょう症
糖尿病の合併症（網膜症・腎症・神経障害）	早老症

別表1 身体障害者障害程度等級表

級別	肢 体 不 自 由					視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
	上 肢	下 肢	体 幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			聴 覚 障 害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
				上肢機能	移動機能												
1級	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの  2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	平衡機能の極めて著しい障害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えてかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの			平衡機能の著しい障害								注意 身体障害者手帳は、1～6級に該当した場合、交付されます。7級は、交付されません。 ※あくまでも目安ですので、実際に交付になるかどうかは医師とご相談ください。
	6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの												

## 再判定事務の流れ

